

⑩スポーツ医・科学委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項のスポーツ医・科学委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、医・科学分野から、ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及などに寄与するための関連諸活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 関係部門の要請に基づく医科学データの作成・報告
- 2) 関係部門の要請に基づく卓球用具にかかわる科学データの作成・提供
- 3) ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及に寄与する医・科学研究の実施
- 4) ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及に寄与する医・科学サポート活動の実施
- 5) 選手強化・育成に関わる、医学、工学、体育学、栄養学、心理学などのスポーツ科学情報の提供と啓蒙活動
- 6) 障害者卓球発展への協力
- 7) 国内外の関連の学会などに出席し、委員会活動に関する研究テーマの発表に積極的に取り組む共に、有用な情報の収集を行い、本会関係者に報告・啓蒙を行う。

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|-----------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 20名を限度とする |
| 4) 通信委員 | 7～8名 |

(委員選出)

第5条 委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、委員長の推薦に基づき理事会が推挙し会長が委嘱する。なお、本委員会の活動を有意義かつ効果的に遂行するため、本委員会委員には、本会の活動に理解ある関連分野の専門研究者などを選出することが望ましい。

(活動費)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため、委員長は本会が依頼する研究活動を遂行する委員（通信委員は除く）に対して活動に見合う研究活動費を支給することができる。

- 2) 研究活動費は、研究活動内容とともに年度予算として理事会の承認を得ることを原則とする。
- 3) 通常の委員会活動（会議等）には、前項規定とは別に本会規程に従って、旅費、日当が支給される。通信委員はその対象としない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成26年5月31日一部改訂、平成26年6月1日より施行する。